

南山学会のアイデンティティ

——南山大学の研究機関の足跡に触れて

奥田 太郎

『南山大学七十五年史』編纂にあたり、私は、自身の所属する研究所と南山学会についての執筆を担当した。どちらも自分にとって身近なものであり、この機会に改めて遺された史料群を手掛かりにしてその歴史を振り返ってみることで、日々の業務に取り紛れていると見失いがちな、組織や活動内容全体の輪郭に触れることができた。なかでも興味深かったのは、南山学会の歴史と、その底流にある南山学会のアイデンティティ問題であった。ここでは、そのことについて、未だ見ぬ百年史担当者に向けて、覚え書き的なことを書き留めておこう。

振り返ってみれば、『南山大学五十年史』では、南山学会について一応小さな節が立てられており、また、部局史の中でも断片的な言及はあったものの、十分詳細に語られていたとは言えず、それが詳細に語られるべき内実をもつのかどうかも判然としなかった。そもそも南山大学の教員にとって南山学会とは、着任とともに毎月の給与から数百円を天引きされる対象であり、投稿権を有する紀要の発行元（あるいは助成元）として意識されていればまだマシな方で、年に一回懇親会で酒食を嗜む機会を与えてくれるもの、としか認識していない者もいるかもしれない

い。かつてはともかく、各領域の専門学会が確立し、あまつさえ乱立する現状にあって、大学内学会の存在意義はこの大学においても顧慮されなくなってきた、とも言えよう。

比較的厚めのコミットメントをもって関わっていると自負する私にしても、南山学会がいつ頃どのように設立されたのかと聞かれても答えられず、『アカデミア』創刊号の表紙も見たことがなかったし、そういうことを伝えてくれる先達にも出会っていない。ましてや、『アカデミア』という名をもつ紀要が複数存在している一方で、『南山法学』や『南山経済研究』など、南山学会から出版されていないと思しき紀要も存在している、という一見奇妙な状態の秘密を知っているはずもなかった。今回、南山学会に関する執筆を担当することになり、まずは、こうした素朴な疑問の答えを探すことから始めたわけである。

南山学会に関する史料としては、(A)『アカデミア』など、刊行された紀要群、(B)南山学会理事会の会議資料群、(C)研究会・総会・シンポジウム等で配布された資料群、の三種類の存在が想定される。(A)は、南山大学図書館にすべて収蔵されており、(B)は一九七七年以降のものについては現用資料として教育企画・研究推進課(前、教育・研究支援事務室)に保管され、また、(B)の最初期のものと(C)の一部は、南山アーカイブズに保管されている、ということが判明した。

今回、南山学会についての調査を通じて、南山学会とはそもそも何のための組織なのか、という積年の疑問に対する一定の回答が見えてきた。この問いをめぐって、語られるべきポイントは、(1)南山学会創設の狙い、(2)南山学会のアイデンティティをめぐる紆余曲折、(3)南山学会シンポジウムという器の意義、の三点である。

(1) 南山学会創設の狙い

南山学会創設の狙いが最も鮮明に読み取れるのは、一九五二年刊行の『アカデミア』創刊号においてアロイジウス・パツヘ³が著した「創刊の辞」である。

わが南山大学が、ひとつの新たな大学として偏えに希念するところは、ただ一つ、速やかに真の意味における大学としての学問的地位を学界に確立することである。本学がその創立の当初から、終始一貫、この希念を失わないことは、既に創立第一年度に早くも、真の意味における研究所たる人類学研究所を設け、さらに、第二年度末に言語学研究所設立の第一歩として音声学実験室を設け、これに続く各種の研究機関の設置計画も確立している事実によって明らかである。このことは蓋し、かような科学的研究に対する明確な態度こそ、大学の真の品位を形成し維持するための缺くべからざる条件であるとの確信に基くのである。／＼然しながら他方において、科学的研究は常にあらゆる科学的領域に互り他の研究との関連を保つべきであり、ここに、当然、『研究発表』機関が要請せられる。これがあって初めて研究の成果は広く学界の共有財として現実の必要を充たすものとなり得るのである。かくて今日、学術雑誌たる本誌『アカデミア』がわが南山大学教授団の研究発表機関として公刊せられるにいたったのであるが、近い将来において更に各専攻部門に応じそれぞれの研究発表機関が創刊せられるであろう。（『アカデミア』第一巻・第一号、一九五二年、二頁・傍線は奥田による）

最初の傍線部で述べられていることこそが、南山学会の存在意義を最もストレートに表現したものであろう。こ

ここでは、科学研究が「学界の共有財」となるには、「他の研究との関連を保つ」ことが必要だと明確に主張されている。この構想は、同じ『アカデミア』創刊号の編集後記「南山学会について」において、当時の南山大学の状況を踏まえて具体的に示されている。

南山大学は昭和廿六年現在では文学部内に英語英文学、ドイツ語ドイツ文学、フランス語フランス文学、中国語中国文学、哲学、教育の各学科及び社会学科（法律、政治、経済、社会、人類民族、言語その他を含む）を擁し、学部、学科の増設を準備しており、自ら南山学会の機関誌「アカデミア」の内容は、これら諸学を総合包含することになる。従つて本誌第三号に予定している「人間研究」の特輯は、これら諸学それぞれの立場からする総合的な人間観によつて、本誌の特徴を発揮することであろう。（『アカデミア』第一巻・第一号、一九五二年、一九二頁）

昨今「総合知」が口にされる傾向にあるが、南山学会は、設立当初より、いわば「総合知」を志向する学術集団として構想されていたことがここに窺われる。⁴⁾

これに対して、一つ前の引用における二つ目の傍線部は、個別の専門分野に応じた専門的機関誌の刊行を予言するものである。パツへの言葉のトーンとしては、『アカデミア』での総合的な学知の発信と両輪を成すものとして、それぞれの専門的機関誌が構想されているように思われる。しかしながら、この構想の実現は、この時より二十五年の時を経て、南山学会のアイデンティティを揺るがす火種となった。

(2) 南山学会のアイデンティティをめぐる紆余曲折

南山学会が現在出版費用を負担している学内紀要は、四つの種類の『アカデミア』の他に、『南山法学』、『南山経済研究』、『南山経営研究』、『南山神学』、『南山大学日本文化学科論集』（『南山国文論集』を継承したもの）がある。一見してわかりにくいのは、南山学会が刊行主体であるのは『アカデミア』のみであり、他の紀要はそれぞれの学会が刊行主体であって、南山学会がそこに出版費用の助成をしている、という形をとっていることである。さらにややこしいことに、刊行主体となっている諸学会は、南山学会内の系列と無関係ではないらしい。この謎に關わる経緯が今回の調査で少し判明したので、それを記しておきたい。

一九七七年、南山大学に法学部が設立されるとともに、南山学会法学系列も立ち上がり、そこに属する会員が『アカデミア』とは別の『南山法学』を刊行することとなった。翌年、一九七八年五月の総会において、専門研究の質に責任をもつという観点から、『南山法学』の出版責任を南山法学会としたうえで、南山学会からの出版助成を求め、という提案が、法学系列より出された。「近い将来において更に各専攻部門に応じそれぞれの研究発表機関が創刊せられる」というパツへの予言の内容がここで顕在化するわけである。

しかし、法学系列からのこの提案は、すぐには承認されなかった。一九七八年十月役員会議において、南山学会と系列の学会との位置づけについて議論が紛糾し、継続審議とされた。翌年、一九七九年十二月役員会議において、「南山学会のあり方について」という議題が審議され、一度は系列別の学会の立ち上げと、それを主体とする機関誌の刊行を認める方向で話は進んだが、一九八〇年三月役員会議で、人文・自然系列および文学・語学系列ではそこに属する会員の専門の多様性ゆえに系列別学会を立ち上げることは困難であるとして、その年の総会への提

出が見送られることとなった。その後、一九八〇年十月役員会議において、「各系列間の学問的性質の相違等の諸理由により、現行体制を継続することが困難な状態にある」との認識が改めて示され、『アカデミア』から独立した機関誌の刊行を認める方針が決定された。そして、一九八一年五月の総会にて、「各系列の独自性と便宜性を考慮する」として、系列からの申請に基づいて関連学会の定期刊行物への出版助成を行うことが決定された。これにより、一九八一年より『南山法学』と『南山国文論集』が助成対象となり、続いて一九八二年より『南山神学』、一九八六年より『南山経済研究』と『南山経営研究』が助成対象となった。

なお、一九八一年の南山学会総会の議事録には、次のような記録が遺されている。

立松常任理事より「南山学会会則」の改正について、次のような提案理由の説明が行なわれた。／現行会則の下では、「アカデミア」の刊行は南山学会が行なう事業とされているが、既に法学系列は別の名称で独自の編集方針による機関誌を発行しており、このような会則に抵触する現状を追認する必要があること。更に、この際、南山大学の規模の拡大に伴って、各系列の独自性と便宜性を考慮することも必要であり、現会則を改定して、各系列が独自の編集方針に基づいた機関誌を発行することを認めることが、発展的な解決策であると考えられること。そこで、現会則の第三条を改正し、第三号に「各系列に属する学会が行なう出版事業の助成」の規定を加え、現行の第三号は第四号とすべきである。／審議に入り、南山学会と各系列の関係をどのように認識すべきかについて議論が展開され、各系列は南山学会に直接的に従属する学会ではないことを確認し、提案の「各系列に属する学会」という表現が不明瞭であるとして、新たな提案がなされた。すなわち、第三号は、「アカデミア」の名称以外の機関誌を発行する系列の名称を具体的に列挙することとし、当面は「経済・経営学会

および法学会が行なう出版事業の助成」とすることで意見の一致を見た。なお、現在既に発行されている「南山国文論集」に対する出版助成については、現行の第三号で処理が可能であることを確認した。

この議事録上の記述からは、一筋縄では進まない当時の状況が偲ばれる。パッへの掲げた「諸学の総合包含」や「学界の共有財」をもたらず「機関」としての『アカデミア』からの路線変更に接して、専門分化路線と総合知路線の間で揺れる南山学会のアイデンティティをめぐって穏やかならぬ論争が展開されていたのだろう。

(3) 南山学会シンポジウムという器の意義

『アカデミア』刊行に並んで、南山学会の重要な活動として、南山学会シンポジウムがある。この南山学会シンポジウムを考えるうえで、参照しておくべきものとして、一九七〇年刊行の『アカデミア』南山大学創立二十周年記念号に寄せられた沼澤喜市の緒言がある。

本学の研究紀要に『アカデミア』の名称が冠せられているのは、純粹にして自由な学問研究への熱望を反映するものである。制度としての大学が今後どのように変ってゆこうとも、アカデミックな研究が大学の生命であり、存在理由であることには変りはないであろう。さいきん教育機関としての大学の意義が強調されるようになっていくが、大学における教育——職業教育や人格形成も含めて——は、どこまでも真の意味でアカデミックな研究によって支えられていなければならないのである。（「大学創立二十周年記念号によせて」『アカデミ

この緒言が書かれたのは半世紀前のことだが、仮にそのことを伏せて最近書かれたものだと言われても誰もそれを疑わないのではないかと思わせるほどに、この緒言が示した問題意識は現在に至るも共有されている。それはさておき、興味深いのは、南山学会シンポジウムが、共通テーマのもと毎年開催されるという現在のようない形態になったのは、残存する資料を確認する限り、一九七三年以降、つまり、上記の沼澤の緒言のメッセージの後だということである。詳細については、『南山大学七十五年史』に歴代テーマ一覧を掲載したのでそちらを参照されたいが、南山学会シンポジウムでは、当初から、沼澤の言うような「アカデミックな研究」路線と、「教育機関としての大学の意義」路線が拮抗しており、やがて一九八〇年代後半に差し掛かると、後者の路線が大勢を占めるに至る。以後、南山学会シンポジウムという器は、パッヘや沼澤が掲げた「アカデミックな研究」における「総合知」が現出する場とはやや離れた用途で用いられ続けていくことになる。

こうして、南山学会のアイデンティティは、一方では、『アカデミア』からの独立志向に見られる専門分化と、他方では、南山学会シンポジウムのテーマ傾向に見られるファカルティ・ディベロップメント化とに引き裂かれながら、「総合知」現出の場から遠ざかっていく。この経緯と、それを経て現在直面する事態は、南山学会のアイデンティティ論にとどまらず、多様な専門分野の担い手から成る集団としての大学において研究をするとはいかなることか、という大学論一般にまで波及する争点を構成する。

今後、南山大学創立百年に向けて、パッヘや沼澤が構想した「総合知」現出の場としての南山学会のアイデンティティを再構築するのかが、改めて問われる四半世紀となるだろう。『南山大学七十五年史』編纂の一翼を担

うべく、遺された史料に触れたことで、図らずもそうした課題を改めて突きつけられることになった。

註

- (1) 『南山学会理事会議事録（一九七七～一九九八年度）』、および、それ以降の二〇二一年度までの議事録が保管されている。古い資料としてはこれらの他に、『南山学会関連書類（昭和四〇～四五年度）』、『南山学会会員業績活動（一九六九～一九八四）』、『南山学会総会（一九八八～一九九三年度）』、『南山学会総会（一九九四年度～二〇〇一年度）』【表記ママ】などが保管されている。（二〇二二年四月九日確認）
- (2) 予備室G-1「南山学会 昭和二十年」というボックスのなかに、昭和二十年代、昭和三十年代、昭和四十年代、昭和五十年代の資料が断片的に遺されている。
- (3) 南山大学初代学長バツへのファーストネームには様々な表記が存在するが、ここでは、『アカデミア』に記載された表記を用いている。
- (4) もちろん、当初寄せ集めの構成でスタートせざるを得なかった状況を糊塗するための強弁だった、という厳しい見方もありえようが、大学創設間もない時期にあって、それに尽きないものが多少なりともあったと考える方がむしろ現実的であろう。
- (5) これ以降の記述は、『南山学会理事会議事録（一九七七～一九九八年度）』の該当史料に依拠している。
- (6) この予兆は、一九七五年にあった。創刊以来、一つの『アカデミア』の中で各系列の担当号が持ち回りで刊行される形態をとっていたが、この年より、文学・語学編、人文・自然科学編・保健体育編、経済・経営学編の三つの『アカデミア』に分かれてそれぞれ並行して刊行する形態に移行している。学部増設を重ねる南山大学の巨大化に伴って、南山学会内での専門分化への要望が強まるなか、この流れに決定打を加えたのが法学系列からの提案だったということであろう。